

ナラ節の複文による反事実条件文

—— ナラ節の複文の特徴との関連 ——

宮 部 真由美

(キーワード：ナラ節の複文, 反事実条件文, 現実とは異なることがら, 従属節と主節のむすびつき)

1. はじめに

この論文は、従属節にナラ節をとる複文が「反事実条件文」となる場合について考察していく。一般に、反事実条件文とは、従属節に現実とは異なる条件を提示し、その条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文である¹。たとえば、(1)は姉(チコ)と弟(チカ)の会話で、チカの発話が反事実条件文となっている。従属節の「チコ姉がもし兄貴だったら」は自分の姉が兄であるということを条件として表わしており、現実とは異なることがらが述べられている。そして、その条件のもとで「本当 自慢の兄貴だったと 俺思うなー」と主節に述べている。

- (1) チコ「世界中に 私の漫画並べて」「世界征服してやるんだから」²
チカ「かっこいい」「チコ姉がもし兄貴だったら」「本当 自慢の兄貴だったと 俺思うなー」
チコ「何言ってるの 今も十分 自慢のお姉ちゃんでしょ」 (SSB—超青春姉弟s—)

(2)の複文は従属節のことがらが事実であり、現実とは異なることがらではない。しかし、日本語記述文法研究会編(2008)では、反事実条件文を説明するなかで、ナラ節の複文が「従属節が事実で、主節が反事実である反事実条件文」(p. 106)を表わすことができる例としてあげられている。

- (2) お金を持っていないなら、貸してあげたのに。 (日本語記述文法研究会編2008: 106)

(2)のような反事実条件文は、日本語記述文法研究会編(2008)などの先行研究で述べられているように、スレバ節、スルト節、シタラ節の複文では表わすことができず、ナラ節の複文でしか表わすことができない。これに理由はあるのだろうか。また、反事実条件文は(1)と(2)のような2つのバリエーションだけなのだろうか。この論文では、ナラ節の複文について、従属節や主節に現実とは異なることがらを表わす文について、詳細にみていくことにする。そのなかで、反事実条件文を含むナラ節の複文の特徴についてもみていきたいと思う。

2. 分析対象

ナラ節は(3)に示すように、ナラの前には動詞、形容詞、名詞がくる³。また、この論文では「便利だったら」「スマホだったら」のような従属節が「～だったら」となる場合もナラ節の分析に含めることとし⁴、こうしたものも含めて「ナラ節」とよぶことにする。

- | | | |
|---------|--------|----------|
| (3) Vナラ | 勉強するなら | 勉強したなら |
| いAナラ | 楽しいなら | 楽しかったなら |
| なAナラ | 便利なら | 便利だったなら |
| Nナラ | スマホなら | スマホだったなら |

また、ナラの前に名詞がくる場合(Nナラの場合)は、(4)のように名詞述語にナラが後接する場合と、(5)のようにナラが直接名詞に後接する場合とがある。(4)、(5)のように、区別しやすい用例ばかりではないが、分析の

際にはこの点にも注意を払うことにする⁵。

- (4) ぼくがドラえもんなら、のび太くんにもっと厳しくするだろう。(作例)
 (5) ドラえもんなら、のび太くんのことをこれからも大切にしよう。(作例)

分析対象とする用例は主に話しことばの用例を用いる。マンガやテレビドラマ・映画のシナリオから採集した。これは分析するうえで、発話された状況が理解しやすいためである。現在では、大規模言語コーパスがいくつも存在するが、検索ツールを用いて用例を採集した場合、前後の文脈が十分ではない場合があり、発話の状況を理解することが難しいことが多い。今回はマンガ等から目視で用例を採集し、どのような状況で発話されたものであるかを参照しながら、分析していくことにした。

3. 先行研究

ナラ節の複文が表わす反事実条件文を詳細に述べる研究は管見ではみあたらない。ナラ節の複文の反事実条件文は、ナラ節の複文を含む条件節の複文について総合的に述べる研究において、それぞれの複文が表わす意味・用法の一つとして言及される場合がほとんどである。

前田直子(2009)では、条件節(スレバ節、スルト節、シタラ節、ナラ節)の複文を含む「論理文」4種(条件文、理由文、逆条件文、逆原因文)を分析する概念として「レアリティー」を用い、条件節の複文について分析している。レアリティーとは、「言語によって表された事態と、現実との事実関係」(前田直子2009:18)である。この観点から、前件と後件を「事実」か、「反事実」か、「仮説」かで分類し、(6)のような前件と後件がともに「反事実」の場合の文と、(7)のような前件が「事実」、後件が「反事実」の場合の文を条件節の複文の「反事実的用法」としてあげている。

- (6) こういう連中がいなかったなら、私は船なんぞに乗らなかったかもしれない。
 (どくとるマンボウ航海記, 前田直子2009:42)
 (7) 「いいお店ですね。ちっとも知りませんでした。明子さんのお店なら、是非、オープンの時に伺いましたのに…」
 (午後の恋人, 前田直子2009:46)

(6)はいわゆる反事実条件文である。このあとの分析では、(6)のように従属節も主節も現実とは異なることがらを表わす文を「典型的な反事実条件文」とよぶことにしたい。

(7)のような前件が「事実」、後件が「反事実」の場合は、ナラ節の複文でしか表わせないもので、前田直子(2009)では「事実的な反事実条件文」とよばれている。蓮沼昭子(1985)でも「事実的な反事実条件文」に相当する用例(8)があげられている。

- (8) 「東京へ来ていたのなら、教えてくれれば案内ぐらいしてあげたのにね」 (蓮沼昭子1985:72)

条件節の複文を体系的に研究する前田直子(2009)の反事実的用法には「典型的な反事実条件文」と「事実的な反事実条件文」があげられている。1でも述べたように、反事実条件文はこの2つの場合だけなのだろうか。また、なぜナラ節の複文だけが「事実的な反事実条件文」のような文を表わすことができるのだろうか。

4. 分析の観点

ここでは、反事実条件文は従属節や主節に現実とは異なることがらが表わされる文であるとしておく。前田直子(2009)との比較も考え、複文に現実とは異なることがらが、①従属節にも主節にも表わされる場合、②主節のみに表わされる場合、③従属節のみに表わされる場合にわけてみていくことにする。この①～③は、①と②はどちらも主節に現実とは異なることがらが表わされる複文、①と③はどちらも従属節に現実とは異なることがらが表わされる複文とまとめることができる。

3で確認したように、①の複文は「典型的な反事実条件文」、②の複文は先行研究の「事実的な反事実条件文」

である。③の複文はどのような文なのだろうか。

5からの分析では、主節ではなく、従属節を軸に分析していくことにする。従属節は現実とは異なることがらを表わす場合か、否かとなる。現実とは異なることがらを表わさない場合とは、「現実のことがら=事実」を表わす場合で、つまり、「事実的な反事実条件文」にあたる。まずは、このナラ節の複文に特徴的な「事実的な反事実条件文」となる「従属節に現実のことがらを表わす場合」（現実とは異なることがらを表わさない場合）から5, 6で分析を行なう。そのあと、7で「従属節が現実とは異なることがらを表わす場合」についてみていくことにする。

さらに、ナラ節の複文の分析では、従属節や主節のことがらと現実との事実関係（リアリティー）をみるだけでは十分ではないということについて8. 1で考える。そして、8. 2でそこまでの分析を踏まえ、①, ②, ③の複文の相互的な関係について考え、ナラ節の複文における反事実条件文について考えることにする。

5. 従属節に現実のことがらを表わす場合

5では、②の複文にあたる従属節に「現実のことがら=事実」を表わす場合についてみていく。前田直子(2009)で「事実的な反事実条件文」とよばれているものである。

- (9) 再掲：「いいお店ですね。ちっとも知りませんでした。明子さんのお店なら、是非、オープンの時に伺いましたのに…」
(午後の恋人, 前田直子2009: 46)
- (10) 再掲：「東京へ来ていたのなら、教えてくれば案内ぐらいしてあげたのにね」
(蓮沼昭子1985: 72)
- (11) 再掲：お金を持っていないなら、貸してあげたのに。
(日本語記述文法研究会編2008: 106)
- (12) 店長「しかも 昨日なんて」「無銭飲食で 警察に連れて 行かれちゃった みたいで……」「こんなことなら うちに泊めて あげるんだったわ!」「甘やかしたら クセになると 思って つい!」
(チョコレートジャンキー)

(9)~(12)の主節には過去に行なわなかったことがらが述べられている。過去に行なわなかったことがらとは、発話時からみた場合、実現しなかったことがら（非実現のことがら）であることから、現実とは異なることがらであるといえる。さらに、(9), (10), (11)の文末には「のに」が用いられている。接続助詞の「のに」は、従属節と主節のことがらが逆接の関係でむすびつくことを表わすものである。文末に「のに」が用いられた場合は、「のに」の前の部分に述べたことがらが実際（現実）とは食い違っていることを表わすものといえるだろう。つまり、話し手は主節に述べることがらが現実とは異なるものであることを表わすものとして「のに」を付加しているといえる。

(13)の主節の「もっと美形に育つ」ことは、発話時までには実現していないことがら（非実現のことがら）⁶である。それに「てもよかった」がつづいており、主節には現実とは異なることがらが述べられている⁷。

- (13) (あり紗は幸紀の母親である)
- あり紗「ほーんと こんなちっちゃくて」「目もくりっとしてて…」「手足も 細くて…」「なのはどうやったら そんなゴリラ みたいに育つんだ!?」
- 幸紀 「スイマセン」
- あり紗「私の遺伝子受け継いでるなら もっと美形に育ってくれても よかったのに」
- 幸紀 「あり紗の性格がゴリラで その部分が反映 されたんだろ」 (ワンルームエンジェル)

6でとりあげるように、ナラ節の複文では発話時の相手の発話をうけ、それを従属節に表わすことがある。「事実的な反事実条件文」でも、(14), (15)のような用例がみられた。(14)の従属節の「勉強するなら」は、相手（由希）の「今は自分の勉強」（二重下線部分）という発話をうけて述べられている。(15)の従属節は、佐和子が用意した食事を気に入らない相手（諒）が「好きなものも 食えないのかよ」（二重下線部分）と文句を口にしたことをうけて述べられている。これらの従属節のことがらは相手が実際のことがらを発話したことをうけている。このような従属節も「現実のことがら=事実」であると考えられることができるだろう⁸。

- (14) 成瀬「阿部たちも いたの？」
 由希「…さっき 帰ったとこ 今は自分の勉強 あんたこそ何してんのよ」
 成瀬「教室にサイフ 忘れたから とりに来た …つーか」「勉強すんなら 俺も残ったのに」
 (なまいきざかり。)
- (15) 諒 「は——っ」「好きなものも 食えないのかよ」
 (佐和子の独白) ……… 文句言うなら 諒くんがごはん 作ればいいのかよ ………
 (深夜のダメ恋図鑑)

これらの主節については、(14)の「俺も残った」は過去に行なわなかったことがらである。(15)の主節の「諒くんがごはんを作る」ことは発話時までに実現していないことがらで、それに「ばい」がつづいている⁹。(14)も(15)も主節には現実とは異なることがらが表わされている。

さらに、(16)、(17)のように、相手が発話したことがらではないが、発話時の状況をうけ、それを従属節に表わす場合もナラ節の複文ではある。(16)の従属節の「痛かったなら」も、(17)の従属節の「変装するなら」も、発話時の相手の様子をうけて述べられている。

- (16) (高校生の岩田と明宮は二人で夏祭りに来た。下駄で足を痛めた明宮をみて)
 岩田「痛かったなら そう言えば よかったのに…」
 明宮「は!？」 (藤原くんはだいたい正しい)
- (17) 日吉 「えっ ええっ」「バレてたの——!？」
 カンナ「変装するなら もっと上手く やってほしいわね」「必死に笑い こらえて 大変だったわ」
 (花にけだもの～キタセクスアリス～)

(16)の主節の「そう言えば よかった」は、(15)の主節と同様、過去に行なわなかったことがら(「そう言う」)に「ばよかった」がつづいており、主節には現実とは異なることがらが述べられている。一方、(17)の主節の「もっと上手くやってほしい」は発話時の話し手の希望が述べられており、発話された文脈から、話し手の発話には、実際は相手の変装が上手ではなかったということが含意されている¹⁰。こうした(16)、(17)も「事実的な反事実条件文」であるだろう。

5では従属節に「現実のことがら=事実」を述べることがらについてみてきた。これらの複文が先行研究で反事実条件文と位置づけられているのは主節に現実とは異なることがらが述べられているためである。

また、5でみた用例は、主節のことがらを過去形で述べていたり、「～でもいい」「～ばい」のような当為の表現、「～てほしい」のような希望の表現を用いていたり、「のに」を付加したりすることによって、あるいはこれらを組みあわせることによって、現実とは異なることがらであることを表わしていた。

6. 相手の発話や発話場面の状況をうけるナラ節の複文と「事実的な反事実条件文」

宮部真由美(2022)では句や語をとみなわない「なら」(φナラ)の文を分析している。基本的に「φナラ」の文では、「φナラ」は相手の発話をうける。(18)の風早の「なら オッケー——!!」の「なら」はその前の爽子の発話(二重下線部分)をうけている。

- (18) 爽子「迷惑じゃなかったら」「また…合わせてくれるかな!」
 風早「…なんだよ 犬だけ? 俺は?」
 爽子「もちろん 風早くんも! もちろん!!」
 風早「なら オッケー——!!」 (君に届け、宮部真由美2022:5)

そして、「φナラ」の文にも、(19)のように主節に現実とは異なることがらを述べる場合(波線部分)がある。(19)は複文ではないが、「事実的な反事実条件文」と近い関係にあるといえる。

- (19) 柳沼（映画を見終わったあと）「いや……実は 苦手なんだ 血の出るやつ」
 大上「…なら 言ってくればよかったのに 戦争ものって時点で 予想ついたじゃん……」
 柳沼「…君に……迷惑かけたくなかった」 （大上さんだだ漏れです。、宮部真由美2022：12）

そして、ナラ節の複文でも発話の場面の相手の発話や発話場面の状況をうけて述べる場合があり、このようなナラ節は「事実的な反事実条件文」だけではない。たとえば、(20)は相手の発話をうけて（二重下線部分）、従属節のことがらを述べている。また、(21)では榛花はイライラしている母親の状況（発話場面の状況）をうけて、従属節のことがらを述べている。

- (20) （理人がバイオリンを弾いている）
 北河 「なあって できるんですか〜」
 理人 「押さえてる指以外の力を 抜くんです」
 也映子 「そおんなことは わかってるんですよ〜 わかってるんですよ〜」
 理人 「わかってるなら やれ!」 （G 線上のあなたと私）
 (21) 榛花 「おかあさん」「そんなに毎日 イライラして ストレス 溜めているなら」「離婚すれば?」
 榛花の母「簡単に 言うんじゃないわよ!!」 （真綿の檻）

このように反事実条件文も含めナラ節の複文は相手の発話や発話場面の状況をうけ、それをナラ節（従属節）に表わすことができる。このような相手の発話や発話場面の状況をうけるナラ節の複文は、他の条件節の複文にはない特徴である。

5で述べた(14)~(17)の従属節は、相手の発話や発話場面の状況をうけて述べられた用例であった。これら以外の(9)~(13)についても、相手の発話や発話場面の状況から発話されたものであると考えることができるだろう¹¹。

一方で、この相手の発話や発話場面の状況をうけるということは反事実条件文に限ったものではなく、ナラ節の複文の特徴であった。このように、「事実的な反事実条件文」が他の条件節の複文と比べて特別なのは、ナラ節の複文が従属節に相手の発話や発話場面の状況をうけたことがらを表わすという特徴をもつためであると考えることができる。

7. 従属節に現実とは異なることがらを表わす場合

7では、①と③の複文にあたる従属節に「現実とは異なることがら」を表わす場合をみていく。

(22)、(23)では、従属節、主節ともに現実とは異なることがらが表わされている。①の「典型的な反事実条件文」である。

- (22) 再掲：チコ「世界中に 私の漫画並べて」「世界征服してやるんだから」
 チカ「かっこいい」「チコ姉がもし兄貴だったら」「本当 自慢の兄貴だったと 俺思うなー」
 チコ「何言ってるの 今も十分 自慢のお姉ちゃんでしょ」 （SSB—超青春姉弟s—）
 (23) 母 「…失敗したわあ」「付属高から 短大にやっとけば」「若いうちなら もらい手も あったかも
しれんのに」「そしたら 今頃 孫の一人も……」 （初恋の世界）

(24)も、この文では「神様は現実にはいないため聞くことができなかった」ということを表わしており、「典型的な反事実条件文」といえる。一方で、この従属節の「神様がいますなら」は現実とは異なることがらともいえるし、実際にはよくわからないことがら（仮定）ともいえ、どちらとでもとらえることができる。

- (24) （千代子の独白）
神様がいますなら 聞いてみたかった どうして 私が こんなめに あわなくちゃ ならないの!?って
 （チョコレートトジャンキー）

②4の主節の「聞いてみたかった」はこうした希望をもったということを表わしている。ただし、この「聞いてみたかった」は単に過去にこうした希望をもったということ述べているのではなく、過去において「聞く」ということを行わなかったということも述べている¹²。つまり、「聞いてみたかったが、聞くことができなかった」という非実現のことがらを表わしている。

そのほか、②2, ②3, ②4にあげた①の複文の主節には過去形が用いられていたり、「のに」が付加されている。

つぎに、③の複文について述べる。この複文も従属節に現実とは異なることがらが表わされる。6で反事実条件文ではない場合も、ナラ節の複文は従属節に発話の場面の相手の発話や発話場面の状況をうけることがあることを述べた。まずは、相手の発話や発話場面の状況をうけて従属節のことがらを述べるものからみていく。

②5, ②6, ②7の従属節のことがらは相手の発話（二重下線部分）をうけて述べたものである。発話者にとって相手が発話した内容が異なる事実であったため、それをうけて述べることにより、従属節は現実とは異なることがらとなっている。

- ②5 花 「弓弦くんっ おばさまお元気で よかったですね!」
 弓弦「元気なら あんな所にいねーよ」
 花 「花 おばさま大好きです」 (僕に花のメランコリー)
- ②6 水谷 (病院のベッドで点滴をしている宏をみて)「元気?」
 宏 「元気だったらここにいませんよ」 (トイレのピエタ)
- ②7 七瀬「何が「七瀬のため」よ!」「急に私のこと 無視して!!」
 加賀「七瀬だって 僕のこと嫌ってた じゃないか!!」
 七瀬「違う!!」「先に嫌ったのは 加賀の方だった!!」
 加賀「どっちでも いいだろ!」「お互い嫌い なんだから!!」
 七瀬「嫌いだったら 同じ学校なんか」「通わないわよ!!」 (徒然チルドレン)

そして、②5, ②6, ②7の複文は、1で述べたような従属節に現実とは異なる条件を提示し、その条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文ではない。主節には従属節のことがらを条件に話し手の考え・意見が述べられている。このような違いがあるため、③の複文と①の複文とを区別しておくことにする。

他方、②5, ②6, ②7では、相手の発話や発話場面の状況をうけ、その相手の発話や発話場面の状況に対して主節を述べているともいえ、従属節は条件であるというだけでなく、主節の話し手の考え・意見の対象となっているとみることもできるだろう¹³。

②8は諒と佐和子が二人とも同じ味のラーメンを注文し、食べたあとの会話である。ラーメン代金は割り勘であるのに、諒が佐和子の注文したラーメンも食べることを前提に文句を言ってきており、それに対して佐和子が「オマエが全額 奢ってくれるんなら」と発話している。②9の涼太の「俺が女だったら」は、以前に一仁から彼女ができて長続きしないことを聞いていたことを前提に発話したものである。熱を出し、一晚、一仁に看病をもらった涼太は、一仁に問題など見当たらないことを伝えるために発話している。このような②8, ②9の従属節では、発話時における実際（現実）とは反対のことがらを対比的にとりあげ、述べているといえる¹⁴。

- ②8 諒 「つーかさ なんで同じもん 頼むわけ?」「オレが塩 頼んでんだから 気を利かせて 別の頼めよ——」「ほかの味 味見できないじゃん」
 佐和子「あのさあ」「百歩譲って オマエが全額 奢ってくれるんなら その言い分も わからんでもないわ いやわからんけど」「だけど いつも完全に 割り勘だよね?」 (深夜のダメ恋図鑑)
- ②9 (涼太は熱をだし、一仁に朝まで看病してもらった)
 一仁「おっし 良かった」「何か 食べそう?」
 涼太「…… わかんねえ」
 一仁「え?」
 涼太「も～～」「なんだよ!」
 一仁「?」
 涼太「俺が女だったら」「普通に ときめいてるわ こんなん!」 (彼のいる生活)

(28), (29)の主節には、このとき(発話時)の話し手の考え・意見が述べられている。これらの複文も従属節のことからは条件ではあるが、その条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文ではない。

他方、(28)の佐和子は「その言い分も わからんでもないわ」と述べた直後に、「いやわからんけど」と述べていることから、主節の「その言い分も わからんでもないわ」という発話は実際にはそう思っていないということがわかる。一方、(29)のナラ節の複文の発話の背景には、涼太は献身的な一仁に実際にときめいており、主節の「普通に ときめいてるわ」は涼太の実際(現実)の思いである。この2つの用例から③の複文の発話時の話し手の考え・意見というのは、現実とは異なることがらであるか否かは関係ないものであるといえる。

(29)は名詞述語にナラが後接している用例であったが、(30)と(31)はナラが名詞に直接後接している例である。(30)、(31)でも、従属節には発話時における実際(現実)とは反対のことがらを対比的にとりあげている。

- (30) 高嶺 「遅い」「連絡もなしに人を 一時間も待たせるなんて おたくの娘さん一体 どうなってるんですか」
娘の父「後で厳しく しかっておきます」
娘の母「いつもなら 遅くなる時はメール くれるんですけど…」「さっきから電話も 全然でないし」
「ちょっと心配ね」 (高嶺と花)
- (31) 恵莉子「沙羅ちゃんの うわばき!？」
礼雄 「植え込みの ところに隠してあったの偶然 見つけたんだ」
沙羅 「ふ…ふ——ん」
礼雄 「オレだったら…」「オレだったら 沙羅ちゃんのこと こんな目に あわせないよ」
沙羅 「ちょっと… そーゆーこと 言うの やめてっば」 (恋わずらいのエリー)

(30)、(31)も、(28)、(29)の場合と同様、従属節のことからは条件ではあるが、その条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文ではない。(30)の主節には発話時の実際(現実)とは異なる「いつも」の娘の行動を相手に伝えている。(31)の礼雄の「沙羅ちゃんのこと こんな目に あわせないよ」は、実際(現実)にこのときの礼雄が思っていることをことばにしたものである。

以上、7でみた複文では、従属節には(32)のことがらが、主節には(33)のことがらが表わされていた。

- (32) ・現実とは異なることがら
・過去に行なわなかったことがらや発話時において実現していないことがら(非実現のことがら)
・実際(現実)のことがらと反対・対比的なことがら
・相手の発話や発話場面の状況(いずれも現実とは異なることがら)
- (33) ・現実とは異なることがら(ただし、従属節のことがらのもとで想定されることがら)
・発話時の話し手の考え・意見(現実とは異なることがらであるか否かは関係ない)

8. ナラ節の複文と反事実条件文

8. 1 話し手はどのようなものとして表わすのか

ここでは、前田直子(2009:40)の分類とナラ節の複文による反事実条件文について考えることにする。前田直子(2009)は、前件にも後件にも「仮説」のことがらが表わされる複文を「仮説的条件文」とよび、「仮説的条件文の多くは、生起するかどうか不明な、未来の事態を示すが、生起したかどうか不明な過去の事態を取り上げる場合もある」(p.45)と述べている。(34)のような複文である。

- (34) もし推定時間の通り犯行が行われていれば、まだ比較的時間も早いうちなので、目撃者がいるかもしれない。
(人間の証明、前田直子2009:45)

つづけて、(35)のような用例も「一見、反事実的用法に見えるが、過去のある時点において前件が未現実であることを意味する仮説的用法である」(前田直子2009:45)と述べる。

(35) 彼がじっさい乗船していたなら, その名簿が残っていなければいけない。 (前田直子2009: 46)

前田直子 (2009) はリアリティー (事実か、反事実か、仮説か) を従属節と主節とを分類する指標としているが、(35)のような用例の位置づけをみると、話し手がどのようなことがらとして表わすかということも分析の観点であることがわかる。そしてそれは、リアリティーの面からのみの分類では、話し手がどのようなものとして表わしているのかという点がみえなくなってしまうということであるだろう。

さらに、(35)は文脈を整えば、反事実条件文となるだろう。たとえば、「彼がじっさい乗船していた」が現実のことがらであれば、主節の「その名簿が残っていなければいけない」という発話は、「残っていなければいけないのに、残っていない」という現実とは異なることがらとして理解できる。

また、7であげた(24)の従属節には現実とは異なることがらが表わされているとも、実際にはよくわからないことがら (仮定) が表わされているともとらえることができることを述べた。(24)の話し手自身はどちらのことがらを従属節に表わしたのか明確であるが、この文を理解する側からはどちらであるのかを明確に区別するのは難しい。(24)のようなあいまいな用例はわずかではあるが、分析するうえで話し手がどのようなものとして表わしているのかという観点は重要なものであるといえる。

リアリティーによって条件節の複文を分類する前田直子 (2009: 40) の表には、(35)に対して述べたように、従属節のことがらをどのようなものとして表わしているかということが反映されていない。たとえば、②の複文について考えると、この複文の従属節のことがらは「現実のことがら=事実」であるが、他方で話し手がそのことがらを「現実のことがら=事実」としてとらえ、それを条件として表わしているものである。話し手がどのようなものとして表わしているかという点について本稿では十分に述べられなかったが、今後、この点からも分析を進めていきたい。

8. 2 ナラ節の複文の反事実条件文とは

この論文では、現実とは異なることがらが、①従属節にも主節にも表わされる場合、②主節のみに表わされる場合、③従属節のみに表わされる場合があるとして用例をみてきた。これらについて、5～7では、従属節のことがらが現実とは異なることがらであるか否かにわけて分析を行なった。

①、②、③の複文において、条件を提示する従属節に表わされることがらと、それと組みあわさる主節に表わされることがらは、(36)のようにまとめることができる。(36)をみると、4でも述べたように、①と②の複文は主節に共通点があり、①と③の複文は従属節に共通点がある。

(36)	従属節	主節
①	・ 現実とは異なることがら ・ 過去に行なわなかったことがらや発話時において実現していないことがら (非実現のことがら) ・ 実際(現実)のことがらと反対・対比的なことがら	・ 現実とは異なることがら (ただし、従属節のことがらのもとで想定されることがら)
②	・ 現実のことがら=事実 ・ 相手の発話や発話場面の状況 (いずれも現実のことがら)	・ 現実とは異なることがら (ただし、従属節のことがらのもとで想定されることがら)
③	・ 現実とは異なることがら ・ 過去に行なわなかったことがらや発話時において実現していないことがら (非実現のことがら) ・ 実際(現実)のことがらと反対・対比的なことがら ・ 相手の発話や発話場面の状況 (いずれも現実とは異なることがら)	・ 発話時の話し手の考え・意見 (現実とは異なることがらであるか否かは関係ない)

まず、主節に現実とは異なることがらを述べる①と②の複文から考える。

高梨信乃 (2010: 43-90) では、非実現のことがら表わす文の文末に「ばいい」「といい」「たらしい」「てもいい」などが用いられた場合、反事実となると述べ、このような文では話し手の後悔や不満が表わされると述べている。

宮部真由美 (2022) は「 ϕ ナラ」の文の研究であるが、(37)、(38)をあげ、「なら (だったら)」につづく発言 (二

重線部分)に現実には実現していないことがらをさしだしており、そうしたことを述べることで話し手の不満や残念な気持ちを表わしている」(pp. 11-12)と述べている。

- (37) 直潔「曜太のこと 好きなんですわね」「心配しなくても 曜太は二股とか できるような 器用な奴じゃないから!」
 杏 「で…でもだったら 普通に話してくれればいいのに!」「私 ゆきさんに 会いたっていったら 三神くんに関係ないから」って 言われたんですよ!」「ゆきさんが 男の子だったら…」「会わせてくれたって いいのに…」 (一礼して, キス, 宮部真由美2022: 12)
- (38) 再掲: 柳沼 (映画を見終わったあと)「いや……実は 苦手なんだ 血の出るやつ」
 大上「…なら 言ってくればよかったのに」 戦争ものって時点で 予想ついたじゃん……」
 柳沼「…君に……迷惑かけたくなかった」 (大上さんだ漏れです。、宮部真由美2022: 12)

5や7で述べたように、①と②の複文では主節に現実とは異なることがらを述べており、これらの多くの用例の文末には過去形、「～てもいい」「～ばいい」「のに」が用いられていた。そして、これらの主節は話し手の不安や不満、残念な気持ちを表わすものとなっている。このような話し手の不安や不満、残念な気持ちを表わすために反事実条件文を用いているともいえ、このような意味は反事実条件文が存在する理由でもあるだろう。

そして、②の複文については、「従属節に現実とは異なる条件を提示し、その条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文」という反事実条件文の定義に対し、従属節に現実とは異なる条件を表わしていない。しかし、主節が①の「典型的な反事実条件文」と同様であるということが、従来の研究で②の複文を反事実条件文と位置づける理由であるだろう。

では、③の複文はどうだろうか。(39)も③の複文である。(39)では同じ部活の男子高校生が話をしている。主節の「ちょっとキツイ」は従属節の「一人で がんばる」ということに対する発話時の話し手の考え・意見である。③の複文では、①、②の複文のような話し手の不安や不満、残念な気持ちを表わしてはいない。

- (39) 足立「勝てるって 分かっている勝負なんて」「一番 つまんねーじゃん」「な」
 堺 「一人で がんばらしたら ちゃんとキツイけど みんないるし」 (この音とまれ!)

主節に発話時の話し手の考え・意見を述べるものは、③のような従属節が現実とは異なることがらではないナラ節の複文にもみられる。たとえば、(40)、(41)、(42)の従属節のことがらは、現実とは異なることがらではない。そして、主節には、(40)の「手エ動かしな!!」や(41)の「家賃はタダでいいよ」では命令、許可のように相手にはたらしきかけることがらが表わされており、(42)の「謝る」では話し手の意志が表わされている。

- (40) 品川 「つーか何で 俺こんなこと やってんだ!!」
 花の祖母「口動かすなら 手エ動かしな!!」 (ヤンキー君とメガネちゃん)
- (41) 奈弦 「とりあえず うちにあるものは 全部自由に 使っていいから」
 千代子 「はい…」
 奈弦 「それから 葵からも 聞いてると 思うけど 家事全般 引き受けてくれるなら 家賃はタダでいいよ」
 千代子 「引き受けます! 喜んで!」 (チョコレートジャンキー)
- (42) 暁 「だから」「もしオレの行動が」「お前にとって 泣く程嫌だったんなら」「謝る」 (椿町ロンリープラネット)

(40)、(41)、(42)の主節にも広い意味で話し手の考え・意見が述べられているととらえると、(40)、(41)、(42)も、③の複文も、主節に話し手の考え・意見を述べる文としてひとくりにできる。このことは、ナラ節の複文では従属節が「現実のことがら=事実」でも「現実とは異なることがら=反事実」でも、主節に発話時の話し手の考え・意見が述べられるということだろう。このような(40)、(41)、(42)との関係を考慮すると、③の複文を反事実条件文として位置づけるのは難しいといえる。

先に述べた①と②の複文は、どちらも主節に現実とは異なることがらを述べる文であり、違いは従属節のこと

がらが「現実とは異なることがら＝反事実」であるか、「現実のことがら＝事実」であるかということであった。つまり、①と②の複文からも、ナラ節の複文の反事実条件文では、従属節が「現実とは異なることがら＝反事実」でも「現実のことがら＝事実」でも、主節に対する条件として述べることができることがわかる。つまり、従属節のことがらは、ことがらとして事実か反事実かにわけることができるが、ナラ節の複文において従属節がどのような主節とむすびつくかを考える際には、従属節のこのような区別は重要ではないといえる。

他方、②と③の複文は、従属節に発話の場面の相手の発話や発話場面の状況をうけるという共通点をもつ複文であった。反事実条件文を含めナラ節の複文の特徴として従属節に相手の発話や発話場面の状況をうける。つまり、②と③はナラ節の複文がもつ特徴から分析できる複文であるといえ、他の条件節の複文と区別される特徴でもある。

以上から、「典型的な反事実条件文」である①の複文は他の条件節の複文にもみられる反事実条件文であり、②と③の複文は従属節に相手の発話や発話場面の状況をうけることがらを表わすことができ、これはナラ節の複文の特徴による複文であるといえる。

他方で、②は主節、③は従属節において、①の複文と共通点をもつ。そのため、従来、②の複文は反事実条件文と位置づけられてきた。そして、③の複文は従属節が「現実とは異なることがら＝反事実」であるため、反事実を条件として述べられる複文ではある。しかし、主節に表わされる内容やナラ節の複文全体における位置づけを考えると、①とは区別してとらえたほうがいい複文であるだろう。

9. おわりに

この論文では、ナラ節の複文について、従属節や主節に現実とは異なることがらを表わす文について詳細にみてきた。その際、従属節に現実とは異なることがらが表わされているか否かにわけて分析をし、現実とは異なることがらが、①従属節にも主節にも表わされる場合、②主節のみに表わされる場合、③従属節のみに表わされる場合の複文にわけ、①、②、③の複文の従属節と主節にどのようなことがらが表わされているかを分類し、③に示した。

③の①の複文は本稿で規定した「典型的な反事実条件文」、②の複文は先行研究で「事実的な反事実条件文」とよばれる複文である。①と②の反事実条件文では、従属節のことがらを条件にして、主節に現実とは異なることがらを述べ、そのことにより、話し手の不安や不満、残念な気持ちを表わしていた。こうした特徴が従来の研究で「典型的な反事実条件文」と「事実的な反事実条件文」を反事実条件文と位置づけてきた理由である。

③の複文は、従属節のことがらが現実とは異なることがらであるため反事実条件文にみえる。しかし、①と③の複文とでは、主節に表わされることがらが違っており、それぞれの複文の従属節と主節の関係も異なっているため区別した。さらに、従属節の条件のもとで想定されることがらを主節に表わす複文ではないという点や、反事実条件文ではないナラ節の複文との関係性を考えると、この複文を反事実条件文と位置づけず、今後の分析を進めていくほうがいいと考える。

以上をふまえ、ナラ節の複文における①、②、③の複文について、①の複文（典型的な反事実条件文）と②の複文（事実的な反事実条件文）は、従来のようにいわゆる反事実条件文として位置づけられる。③の複文は「現実とは異なることがら＝反事実」を条件として述べる複文であるが、①、②のような反事実条件文とは区別してとらえたほうがいいものとする。

そして、①の複文は他の条件節の複文も表わすことのできる文であるが、②と③の複文は他の条件節の複文では表せない。それには、発話の場面の相手の発話や発話場面の状況をうけることなど、ナラ節の複文の特徴が関係していることがわかった。

本稿の分析では、従属節が「現実とは異なることがら＝反事実」か否かの点から分析してきたが、くわえて、反事実条件文ではないナラ節の複文との関連も考えながら分析を進めた。それにより、ナラ節の複文は反事実条件文も含め、「現実のことがら＝事実」も「現実とは異なることがら＝反事実」も従属節に表わし、こうした従属節と主節のことがらとが組みあわさる複文であることを確認した。こうした事実は、5で確認した話し手がどのようなものとして表わしているかという点からの分析の必要性ともあわせ、今後、ナラ節の複文について考える観点であるとする。

また、この論文ではほとんどふれなかったが、従属節にいわゆる仮定条件を表わすような場合についても、どのような場合に仮定となるのか、他の条件節の複文の仮定条件と同じなのかなどについて、ナラ節の複文の特徴

を踏まえた分析が必要であると考え¹⁵。そのほか、Nナラ（名詞に直接後接するナラ）についても、ナラ節の複文との関係を考え、分析をする必要があるだろう。

今後はうえに述べた観点とあわせ、ナラ節の複文全般について分析を進め、この複文がどのようなことを表わすために用いられる複文であるかということについて考えていきたい。

参考文献

- 久野暲（1973）『日本文法研究』大修館書店。
 高梨信乃（2010）『評価のモダリティ—現代日本語における記述的研究—』くろしお出版。
 日本語記述文法研究会編（2008）『現代日本語文法6』くろしお出版。
 日本語文法学会編（2014）『日本語文法事典』大修館書店。
 蓮沼昭子（1985）「ナラ」と「トスレバ」『日本語教育』56, pp. 65-78, 日本語教育学会。
 前田直子（2009）『日本語の複文—条件文と原因・理由文の記述的研究—』くろしお出版。
 宮部真由美（2022）「「 ϕ なら」の考察—ナラ条件節との関連を視野に入れて—」『国立国語研究所論集』22, pp. 1-15, 国立国語研究所。
 Akatsuka, Noriko(1983) Conditionals. *Papers in Japanese Linguistics*, 9, pp.1-33.

注

- 『日本語文法事典』の「反実仮想」（小林賢次）の項目をみると、「現実にある事実、あるいは、過去に起こった事実に反する事態を想定し、＜現実には反するが、その条件が仮に成立するものとすれば＞、という形で、ある事態を想像する仮定表現。仮定条件表現の一類型として、反事実的条件文のようにも呼ばれる」（p. 512）と述べられている。
- マンガの用例では、同一人物がつづけて発言していても台詞の吹き出しが変わる場合がある。その場合はこの例のようにカギカッコをわけて書く。
- 「ゆっくりなら」「少しなら」のように副詞にナラが後接する場合もあるが、こうした副詞は「ゆっくりのスピード」「少しのお金」のような、名詞のノ格のように連体修飾語としても用いられる。一方で、「なぜなら」「どうせなら」のように慣用化しているようなものは今回の分析対象とはしないことにする。
- 宮部真由美（2022）では「だったら」の用例も「なら」の分析にくわえている。本稿でも「～だったら」の節をナラ節と同じものとして扱うことにする。
「～であれば」もナラ節と同様に分析できるのではないかと考えるが、分析するために十分な用例数が採集されなかったため、この論文では扱わないことにする。
- (5)のようなナラが直接名詞に後接する場合はナラ節ではないが、この論文ではナラ節とよんで、分析を進めていく。
- 発話時に実現していないことがら（非実現のことがら）も、現実とは異なることがらであるだろう。
- 「とてもいい」の意味・機能について高梨信乃（2010：71-72）は、「とてもいい」が用いられている事態が非実現の事態の場合、＜反事実＞となることを述べている。
- 久野暲（1973）、Akatsuka, Noriko(1983)ではナラ節の複文の従属節に相手が発言した内容が表わされることを指摘し、「話し手は、 S_1 を聞き手（あるいは人一般）の断定として、完全に同意しないまま（すなわち自分自身は、その正否に対する判断を下さずに）提出する」（久野暲1973：108）と述べている。今後、ナラ節の複文についての分析が必要であるが、本稿では相手の発話をうける場合があるととらえ、このような従属節が仮定であるか否かはここでは考えない。注13も参照してほしい。また、このような従属節の位置づけは今後の課題とする。
- 「ばいい」の意味・機能について高梨信乃（2010：52）は、「ばいい」が用いられている事態が既事実／非実現の事態の場合、＜反事実＞となることを述べている。
- 高梨信乃（2010：180）には希望表現の過去形が＜反事実＞を表わすことが述べられている。
- この論文は従属節や主節のことがらの現実との事実関係という点から分析を進めているが、そのほかに従属節に話し手がどのようなものとして表わしているのかという点も考える必要がある。別稿で扱いたいと

思うが、「事実的な反事実条件文」の従属節は話し手が「現実のことがら＝事実」として表わしているものであるととらえるものだろう。8. 1も参照してほしい。

12. 高梨信乃（2010：180）など。

13. 主節に発話時の話し手の考え・意見を述べる文というのは、(43), (44)のような「φナラ」の文にもみられる。(43), (44)の「φナラ」は相手の発話（二重下線部分）をうけている。その相手の発話内容は真実ではないため、(25), (26), (27)の複文（③の複文）と似ている。

(43)（顕定は宝石店の外商として客の家にきている）

客 「時間が ないの!」「あなたの 鑑定した 値段でいいのよ!」「正直に 言ってくれて いいから!」

顕定「生憎」「今日はルーペを 持ってきていないので…(うそ)」

客 「なら 持って帰って すぐ見て」「明日の朝 までなら 待っても いいから」

（七つ屋志のぶの宝石匣）

(44)（樹里は真琴の友人である。怜太が真琴のことを好きなことを知っている）

樹里「けど全然 怜太が 本気だって気づいて ないみたい」

怜太「!!」「べ 別に俺は 本気じゃないし」

樹里「へーそう」「なら いいけど 今 真琴とあんたの 友達の 我孫子くん?が 1階の自販機コーナー 入っていくのを見たよ 奥が死角に なって よくカップルが いちゃついているとこ…」

（私たちに壁がある。）

しかし、(43), (44)は反事実条件文とはよばないだろう。相手の発話をうける場合、相手の発話をうけて主節が述べられるという点が、実際のコミュニケーションでは重要であるだろう。また、(43), (44)のような用例の存在は、相手の発話のことがらに対して主節が述べられるという分析につながるものでもあるだろう。

14. 特に、Nナラとなる文でこのような例が多い。

15. (45)のような主節のことがらよりも従属節のことがらが先立つような複文も、ナラ節の複文でしか述べられないものである。こうした複文も考慮した分析が今後必要である。

(45) 透「ただいま～～」

母「あら 透? どうしたの 帰ってくるなら メールくらい しまさいよ～～」

（라이어×라이어）

例文出典

・マンガ

講談社：金田一蓮十郎『라이어×라이어』，築島治『私たちに壁がある。』，二ノ宮知子『七つ屋 志のぶの宝石匣』，藤もも『恋わずらいのエリー』，吉河美希『ヤンキー君とメガネちゃん』，若林稔弥『徒然チルドレン』

集英社：アミュー『この音とまれ!』，いくえみ綾『G線上のあなたと私』，小森みっこ『僕に花のメランコリー』，筒井旭『チョコレートジャンキー』，やまもり三香『椿町ロンリープラネット』

小学館：尾崎衣良『深夜のダメ恋図鑑』『真綿の檻』，杉山美和子『花にけだもの～キタセクスアリス～』，西炯子『初恋の世界』，ヒナチなお『藤原くんはだいたい正しい』

祥伝社：はらだ『ワンルームエンジェル』

白泉社：師走ゆき『高嶺と花』，ミユキ蜜蜂『なまいきざかり。』

リブレ：宮田トヲル『彼のいる生活』

KADOKAWA：慎本真『SSB—超青春姉弟s—』

・シナリオ

松永大司「トイレのピエタ」『15年鑑代表シナリオ集』（日本シナリオ作家協会編）

Analysis of compound sentences with *nara*-subordinate clauses expressing counterfactuals

MIYABE Mayumi

This work examines counterfactual conditional statements that contain compound sentences with *nara*-clauses in the subordinate clauses. The analysis is divided into three types of compound sentences based on whether the subordinate clause expresses something different from reality: (1) cases in which something different from reality is expressed in the subordinate and main clauses, (2) cases in which it is expressed only in the main clause, and (3) cases in which it is expressed only in the subordinate clause.

As a result, there are three types of conditional sentences: (1) “typical counterfactual conditional sentences” in which things that differ from reality are expressed in the subordinate and main clauses, (2) “factual counterfactual conditional sentences” in which things that differ from reality are expressed only in the main clause, and (3) compound sentences in which things that differ from reality are expressed in the subordinate clauses and the speaker’s thoughts and opinions are expressed in the main clauses. It is difficult to position the compound sentences in (3) as counterfactual conditional sentences.

Furthermore, this paper shows that since (2) and (3) are conditional sentences that can only be stated in compound sentences with *nara*-clauses in the subordinate clauses, that these are related to the characteristics of compound sentences with *nara*-clauses in the subordinate clauses, it is necessary to proceed with the analysis within the characteristics of compound sentences with *nara*-clauses.